

製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について (2008年度)

2009年12月21日
日本製紙連合会

1. 製紙業界の違法伐採対策の経緯

2005年7月に英国で開催されたグリーンイーグルズサミットにおいて、違法伐採対策に対して具体的行動に取り組むことで先進各国が合意したところである。これを受けて、わが国では、グリーン購入法の判断基準が改正され、政府調達にあたって、2006年4月以降は合法性が証明された木材を用いなくてはならないということになった。

合法証明方法については、違法伐採対策に係る林野庁のガイドラインによって①「森林認証による方法」、②「団体認定による方法」、③「個別企業の独自の取り組みによる方法」が示されているが、製紙業界としては、③の「個別企業の独自の取り組みによる方法」を採用することとし、2006年4月以降、日本製紙連合会の会員企業は、それぞれの企業で独自の違法伐採対策に取り組んでいるところである。(その実施にあたっては、適宜、①の「森林認証による方法」や②の「団体認定による方法」を一部活用している。)

なお、これに先立って、日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定し、業界全体として違法伐採問題に取り組んでいく姿勢を明確にしている。加えて、2007年3月には、「環境に関する自主行動計画」を改定し、違法伐採対策を自主行動計画の一環として位置づけている。

さらに、2007年度からは、会員企業の自主的な取り組みに、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について学識経験者、消費者団体、監査法人関係者等で構成される第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を実施するなど、業界全体としての違法伐採対策のより一層のレベルアップに努めている。

2009年2月には、コピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準が改正され、

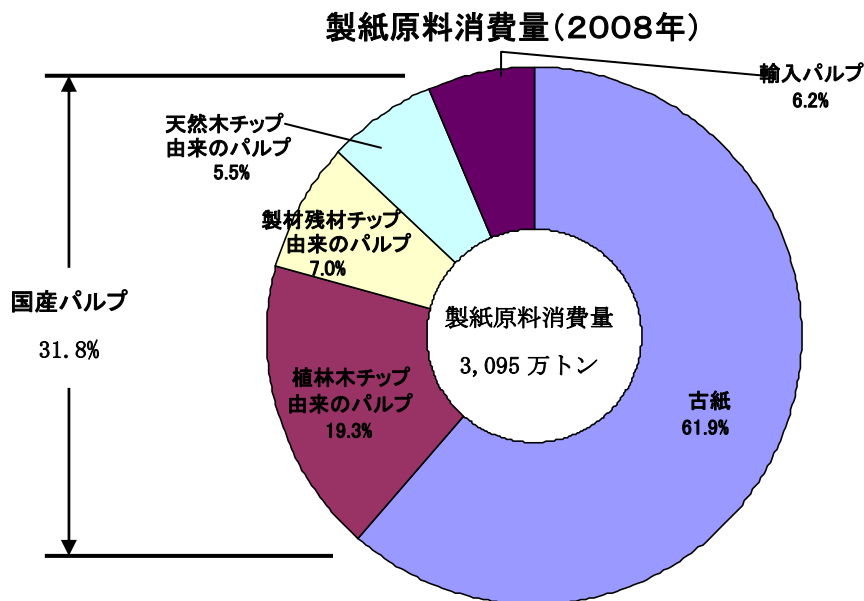
従来は古紙 100%であったが、間伐材パルプ、森林認証材パルプ、あるいはその他持続可能性を目指したパルプに限り 30%まではバージンパルプを配合できるようになった。このうち、その他持続可能性を目指したパルプについては、判断基準で定められた条件を満足させるために、製紙企業は調達方針及びトレーサビリティレポートによって森林の環境的優位性及び社会的優位性を確認するとともに、その取り組みの客観性及び信頼性を担保するために、「違法伐採モニタリング事業」を活用することとなった。

監査委員会委員

東京大学大学院教授	永田 信 氏
全日本文具協会	田端 勝利 氏
グリーン購入ネットワーク	麴谷 和也 氏
森林総合研究所	立花 敏 氏
あらたサステナビリティ	野村 恭子 氏

2. 製紙業界の原料調達の現状

わが国の 2008 年の紙・板紙合計の生産量は 3,063 万 t、製紙原料消費量は 3,095 万 t であった。原料構成比で見ると、古紙が 1,915 万 t で 61.9%、パルプが 1,177 万 t で 38.0%となっている。このうち、国産パルプが 984 万 t で 31.8%である。その内訳は、植林木チップ由来のパルプが 597 万 t で 19.3%、製材残材チップ由来のパルプが 217 万 t で 7.0%、天然木チップ由来のパルプが 170 万 t で 5.5%となっている。また、輸入パルプが 192 万 t で 6.2%となっている。



資料：日本製紙連合会資料、経済産業省統計、財務省「日本貿易月表」

注：天然木チップ由来のパルプ 5.5%のうち、

2.8%は、里山で生産された国産の天然林低質材パルプ、

2.2%は、森林認証を受けた輸入の天然林低質材パルプである。

(1) 古紙

古紙の消費は、前年比 1.5%減の 1,915 万 t となり、7 年ぶりにマイナスに転じた。しかし古紙の利用率は、紙の減少に比べて板紙の減少割合が低く抑えられたため板紙の割合が相対的に高まったことから前年より 0.5 ポイント上昇し、過去最高の 61.9% を記録した。日本製紙連合会は、「環境に関する自主行動計画」において、ゴミの減量化や森林資源保全の観点から古紙の利用率を 2010 年度までに 62% に高めるという目標を定め、古紙利用の拡大に努めている。古紙はリサイクルを図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。なお、近年、古紙の輸出は、中国が 4 年連続でシェア 80% 以上を占め、合計でも 349 万 t と依然として高い水準を示しているが、前年比では 9.2% 減と 2006 年をピークに 2 年連続のマイナスとなった。なお、回収量 2,275 万 t に対する輸出量の比率は 15.3% と昨年より 1.2 ポイント減少した。

古紙利用率(製紙原料に占める古紙の比率 %)推移

	90年	95年	00年	05年	06年	07年	08年
紙	25.2	26.7	32.1	37.5	38.1	40.1	40.5
板紙	85.6	87.6	89.5	92.6	92.7	92.4	92.8
平均	51.5	53.4	57.0	60.3	60.6	61.4	61.9

資料：経済産業省「紙・パルプ統計」

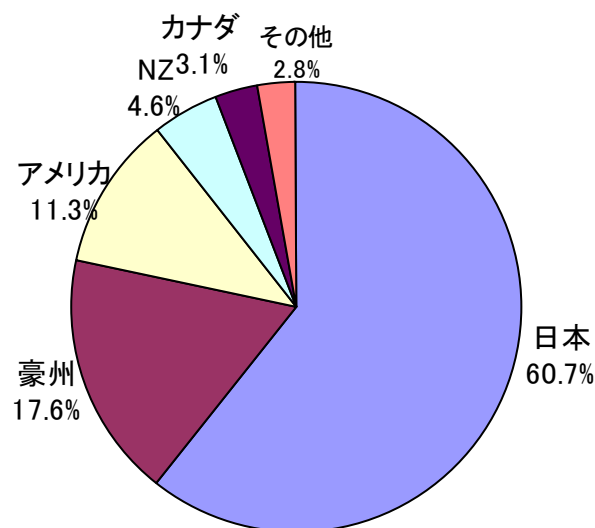
(2) パルプ材(国産パルプの原料)

パルプ材の消費は、前年比1.4%減の1,909万tで、針葉樹611万t、広葉樹が1,298万tとなっている。

針葉樹の輸入先は、豪州、アメリカ、ニュージーランド、カナダなど違法伐採のリスクが低い先進国を中心に7カ国となっているが、豪州、アメリカの2カ国で7割強を占めている。

注：下図は国産(日本産)パルプ材が含まれている

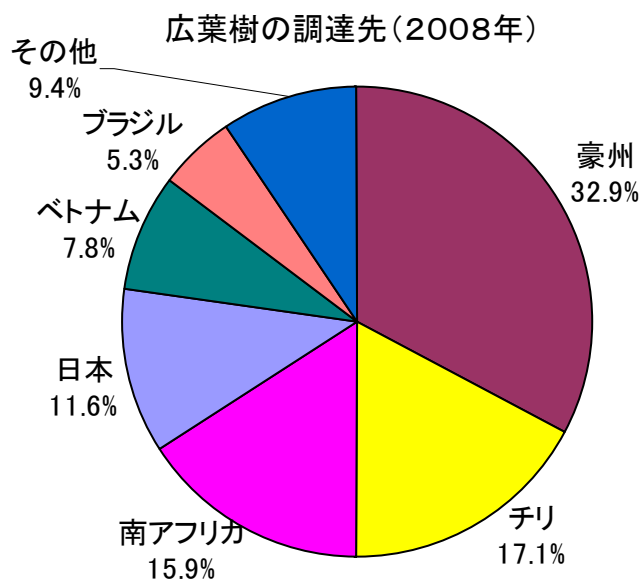
針葉樹の調達先(2008年)



資料：日本製紙連合会

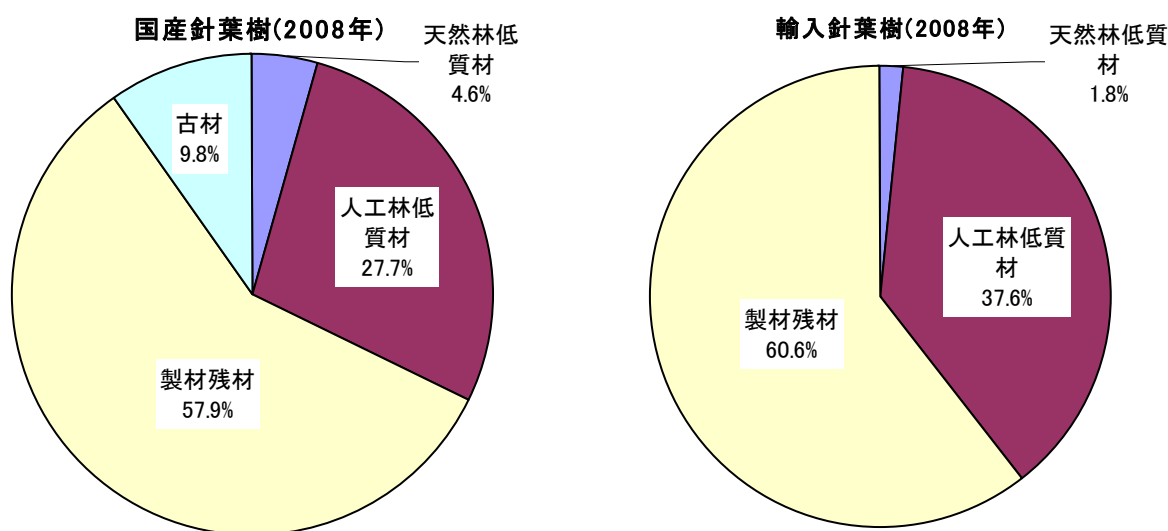
注：その他2.8%の内訳は、フィジー1.9%、チリ0.5%、ロシア0.4%

広葉樹の輸入先は豪州、チリ、南アフリカ、ベトナム、ブラジルなど13カ国となっており、豪州、チリ、南アフリカの3カ国で7.5割を占めているが、そのほとんどが違法伐採の可能性が低い植林木である。



注：その他 9.4%の内訳は、タイ 3.5%、ウルグアイ 2.0%、アメリカ 1.2%、マレーシア 1.0%、エクアドル 0.6%、インドネシア 0.5%、NZO. 5%、PNGO. 1%

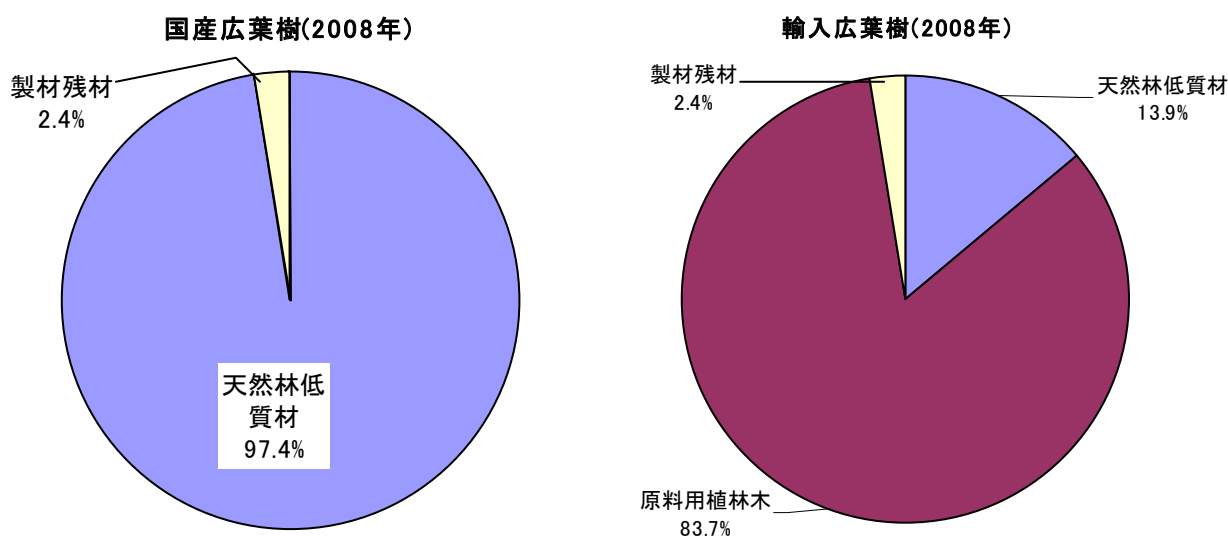
針葉樹の材種は、国産、輸入ともに製材残材が主体で、その他は製材に利用されない間伐材、病虫害材、解体材などの未利用材が多くなっている。製材残材や未利用材は未利用資源の活用を図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。



資料：日本製紙連合会

広葉樹の材種は、国産広葉樹では旧薪炭林等からの低質材がほとんどである。また、輸入広葉樹では木材チップ用に造成されたユーカリ、アカシア等違法伐

採の可能性が低い原料用植林木が8割強を占めている。

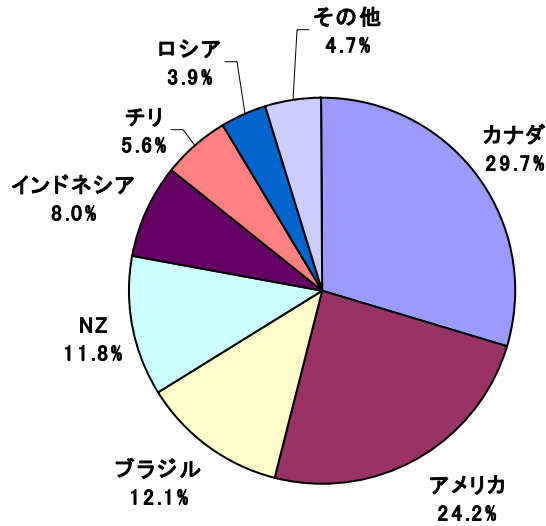


資料：日本製紙連合会

(3) 輸入パルプ

輸入パルプ（製紙用）の消費は、2008 年後半からの国際市況の下落や円高傾向と増加要因があるものの、製紙各社が国産パルプを優先的に使用する方針をとっているため、前年比 4.9%減と 4 年連続の減少となり、192 万 t となっている。輸入パルプの輸入先は、カナダ、アメリカ、ブラジル、ニュージーランドなど 30 カ国に及んでいるが、カナダ、アメリカ、ブラジルの 3 カ国で 7 割近くを占めている。ブラジルやニュージーランドからの輸入は開発輸入が主体である。近年、森林認証を取得したパルプの輸入が増加している。

パルプ輸入国のシェア(2008年)



資料：財務省通関統計

注：その他の4.7%の内訳は、スウェーデン1.7%、フィンランド1.6%、中国0.3%、フィリピン0.2%、タイ0.2%、スペイン0.1%、スワジランド0.1%、チェコ0.1%、以下ウルグアイ、ノルウェー、ネパール、チュニジア、イスラエル、ドイツ、ポルトガル、南アフリカ、オーストリア、台湾、ミャンマー、スイス、オーストラリア、フランス、メキシコ15カ国で0.4%

3. 製紙業界の違法伐採対策の実施状況

日本製紙連合会の会員企業は、違法伐採対策を実施するにあたって、林野庁のガイドラインで示された「個別企業の独自の取り組みによる方法」で対応しており、各企業の取り組みは企業によって異なっているが、共通している対応としては、原料調達方針と合法証明システムの作成である。2009年11月現在、原料調達方針と合法証明システムを作成し、ホームページ等で公表している会員企業は下記の17社である。

会 員 会 社	U R L
王 子 板 紙 株 式 会 社	http://www.ojipaper.co.jp/ (王子製紙グループ)
王 子 製 紙 株 式 会 社	http://www.ojipaper.co.jp/
王 子 特 殊 紙 株 式 会 社	http://www.ojipaper.co.jp/ (王子製紙グループ)

紀州製紙株式会社	http://www.kishu.co.jp/
大王製紙株式会社	http://www.daio-paper.co.jp/
中越パルプ工業株式会社	http://www.chuetsu-pulp.co.jp/
東海パルプ株式会社	http://www.tokai-pulp.co.jp/
日本製紙株式会社	http://www.np-g.com/
日本製紙パピリア株式会社	http://www.papylia.com/ (日本製紙グループ)
日本大昭和板紙株式会社	http://www.nichidaiita.co.jp/ (日本製紙グループ)
兵庫パルプ工業株式会社	http://hyogopulp.co.jp/
北越紀州製紙株式会社	http://www.hokuetsu-paper.co.jp/
丸三製紙株式会社	http://www.marusan-paper.co.jp/
丸住製紙株式会社	http://www.marusumi.co.jp/
三菱製紙株式会社	http://www.mpm.co.jp/
リントック株式会社	http://www.lintec.co.jp/
レンゴ株式会社	http://www.rengo.co.jp/

4. 違法伐採対策モニタリング事業の実施結果

日本製紙連合会は、2009年7月から8月にかけて、違法伐採対策を実施している16社（グループの場合は代表会社。リントック株式会社については2009年11月から取り組みを開始しているため、今回のモニタリングの対象とはなっていない）に対して、2008年度の取り組みについて調査員による第3回モニタリングを実施した。その結果の概要は以下のとおりである。

- ・ 各社の違法伐採対策は、いずれも、各社の事情を踏まえながら、原料調達方針を策定するとともに、合法証明システムとしてサプライヤーと覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらうなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されていた。
- ・ 現地調査については、各社の事情に応じて様々な形で実施され、制度化についてはまだ不十分な点が残っているものの、昨年を引き続き、その結果を文

- ・ 購入パルプ(輸入)については、森林認証パルプの活用が多くなっているが、長期契約に基づかないものが多いため、輸入木材チップ、国産木材チップに比べ、合法性の確認は行われているものの一部の書類が整わないなど、精度の面で不十分な点が見られた。
- ・ 国産木材チップについては、覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらう取り組みを基本とする会社と木材チップ業者の団体認定による合法性の証明を活用する事を基本としている会社があり、全体としてはよく取り組みが行われていた。
- ・ グリーン購入法の判断基準の改正に伴い、持続可能性を目指したパルプについて、違法伐採対策モニタリング事業によって客観性、信頼性を確保する企業が増えてきているが、そのモニタリングについては来年度実施する予定である。

さらに、2009年11月5日に監査委員会を開催して、上記のモニタリング結果を報告し意見を聴取した。その概要は以下のとおりである。

- ・ 違法伐採対策に取り組む企業が増加するとともに、その取り組み内容も充実するなど、昨年度よりも改善が図られていることを高く評価する。引き続き、各社がその精度を上げていく努力を継続することを期待する。
- ・ 現地調査については、その結果を文書化する企業が増えるなど、制度化に向けて一定の改善が見られるので、引き続きより一層の整備を図る必要がある。
- ・ 購入パルプ(輸入)については、昨年より改善が図られてはいるものの、木材チップに比べると、まだ確認の精度が不十分な点が見られるので、引き続き改善を図ってほしい。
- ・ 調査員がモニタリングを実施するにあたっては、前年度の指摘に対してどのような対応が取られているかについてより重点を置いて調査し、次年度以降の改善につながるよう工夫することが望ましい。
- ・ 違法伐採対策の信頼性のより一層の向上を図るためには、日本製紙連合会の調査員によるモニタリングに加えて、製紙企業自身による内部監査を行うことが効果的である。

日本製紙連合会としては、違法伐採対策を実施している会員企業に対して、調査員のモニタリング結果及び監査委員会の意見をフィードバックし、各社の取り組みの改善に資することとしており、今後とも、違法伐採モニタリング事業の実施を通じて業界全体としての違法伐採対策の一層の充実を図っていく考

えである。

5. 間伐材利用の推進

間伐材利用を推進することは、森林資源の健全な整備に寄与するのみならず、わが国の森林吸収源 3.8%の確保を通じて、地球温暖化の防止にも大きく貢献する。また、違法伐採対策に係る林野庁のガイドラインにおいても、間伐材を始めとする未利用材については合法証明を必要としないとされている。わが国の製紙各社は、従来より未利用資源の有効利用の観点から間伐材を積極的に利用してきたが、日本製紙連合会は 2008 年 5 月に「環境に関する自主行動計画」を改定し、国内の森林整備の促進、地球温暖化の防止、資源の有効利用の推進のために間伐材の利用量の増大に積極的に取り組むという業界の姿勢を改めて明らかにしている。さらに、先般のコピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準の改正により、間伐材パルプが配合できることになったが、その際には、間伐材利用に係る林野庁のガイドラインに基づいて間伐証明書を添付しなくてはならないことになっている。このため、今後、グリーン購入法適合製品において間伐材の利用を促進するためには、証明書付間伐材の供給を増加させる必要がある。

単位：千 BDT

	2004	2005	2006	2007	2008
間伐材 (林地残材を含む)	540	404	453	483	542
虫害材	32	22	27	19	19
古材	346	356	354	404	373

資料：日本製紙連合会

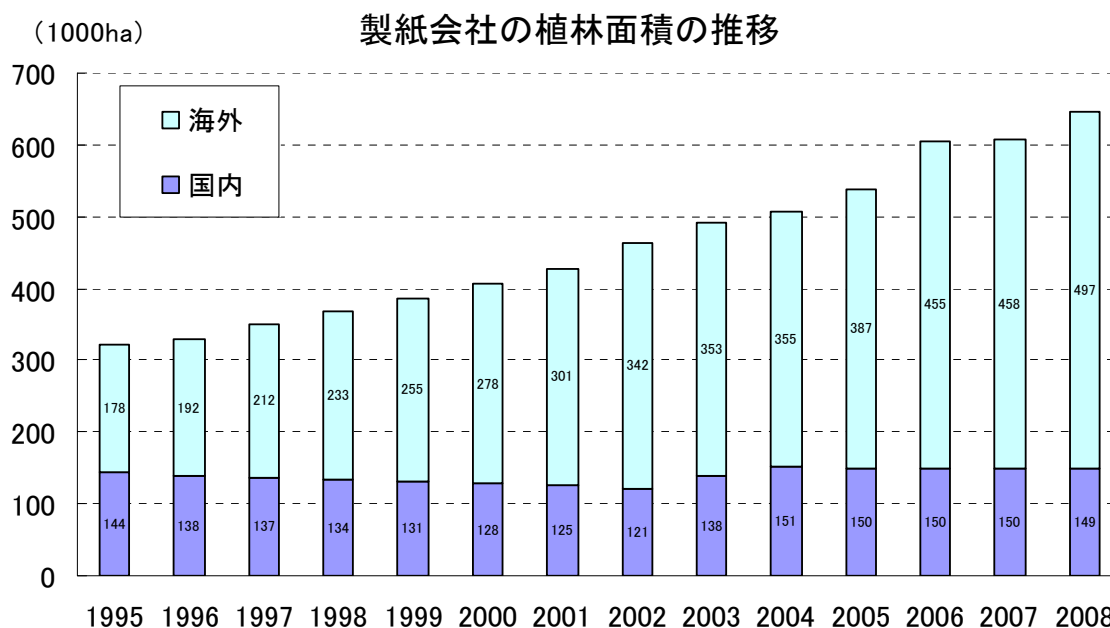
注 1. 数量は推定を含む

2. 古材には家屋解体材の他、ダンネージ、パイル等を含む

6. 植林事業の推進

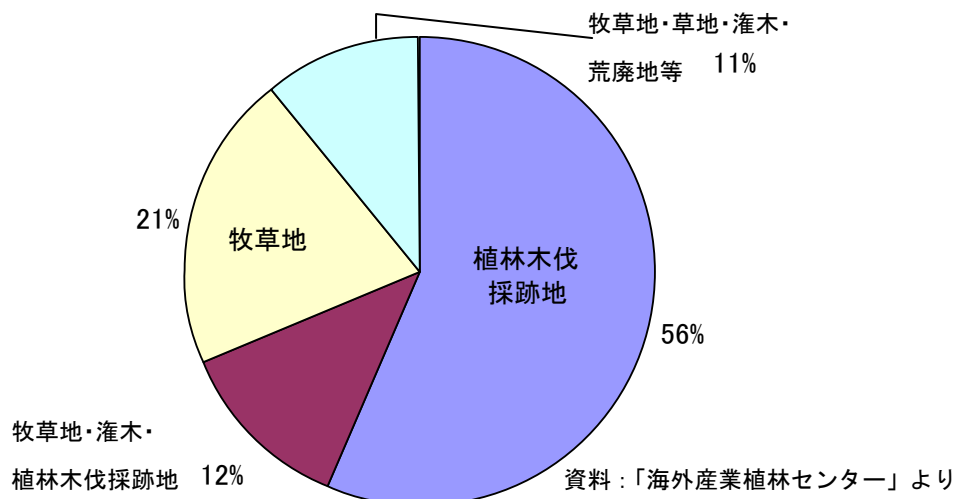
適切な森林経営が行われている自社植林地から調達された植林木チップは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、その調達の拡大を目指して、わが国の製紙各社は、植林木伐採跡地の他、牧草地、荒廃地等の無立木地において積極的に海外植林を推進しており、2008 年末時点でオ

セアニア、南米、アジア、アフリカの8ヶ国で33プロジェクト、49.7万haに達している。これによって、国内外で所有又は管理する植林面積は64.6万haとなっている。日本製紙連合会は「環境に関する自主行動計画」において、2012年度までに国内外の植林地を70万haへ拡大することとしている。



資料：日本製紙連合会

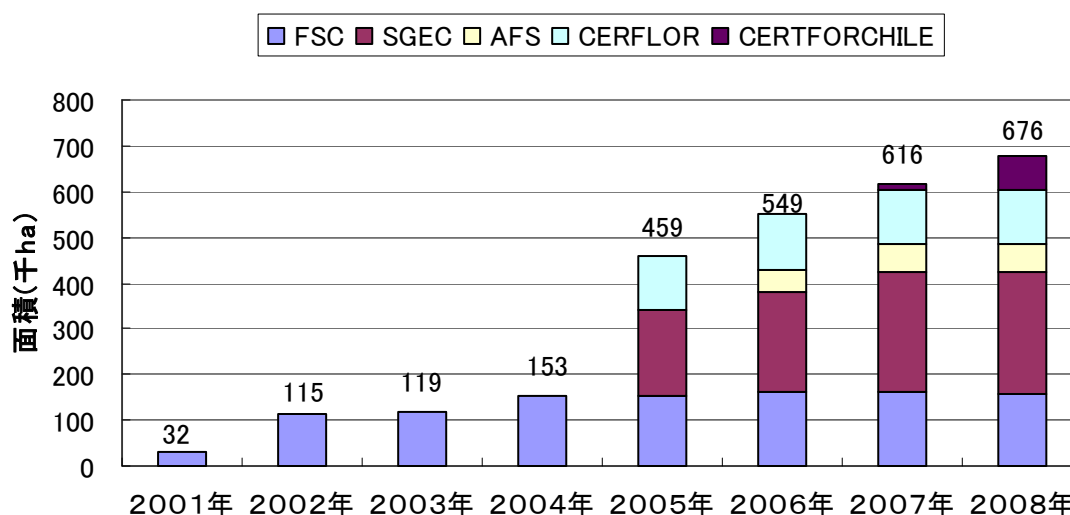
製紙会社の海外植林地の 植林前の土地の状況



7. 森林認証の推進

持続可能な森林資源の育成とその木材利用の推進を図る森林認証を取得した木材チップやパルプは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、わが国の製紙各社は、所有又は管理する自社林についてFM(Forest Management) 認証を積極的に取得するとともに、製品の製造、流通についてもCoC(Chain of Custody) 認証を数多く取得している。国内の自社林については、主に日本独自の森林認証であるSGECを、海外の自社林については国際的な森林認証であるFSCやPEFC(AFS; CERFLOR; CERTFORCHILE)を取得しており、2008年現在で森林認証を受けた自社林の面積は68万haにも達している。この結果、調達する木材チップのうち、森林認証材の占める割合は30%となっており、今後とも、その割合を拡大していく考えである。

森林認証取得面積(累計)の推移



資料：日本製紙連合会資料

注1：SGEC：Sustainable Green Eco System（緑の循環認証会議）

2：FSC：Forest Stewardship Council（森林管理協議会）

3：AFS：Australian Forestry Standard（オーストラリア林業基準；PEFCと相互承認）

4：CERFLOR：Programa Nacional de Certificacacn Florestal（ブラジルの森林認証プログラム；PEFCと相互承認）

5：CERTFORCHILE（チリの森林認証プログラム；PEFCと相互承認）

6：CERFLORとCERTFORCHILEの一部はFSCを重複取得

2008年森林認証材の利用状況（木材チップ）

単位：千トン

	針葉樹材	広葉樹材	合計
国内	185	11	196
輸入	453	5,317	5,770
総計	638	5,328	5,966
（認証材率）	（10.2%）	（39.3%）	（30.1%）

資料：日本製紙連合会資料

注：認証材率は、調達量に対する認証材数量の比率